

# 八戸市農業委員会 10 月総会議事録

日時：平成 29 年 10 月 10 日（火）午後 1 時 30 分

場所：八戸市農業経営振興センター

## 出席した委員

農業委員数：16 名

1 番 三浦 豊、2 番 籠田 悦子、3 番 木村 武美、4 番 馬場 豊、  
5 番 釜石 幸史朗、6 番 内沢 豊、7 番 谷地 秀典、8 番 村上 正憲、  
9 番 西野 茂雄、10 番 明戸 政勝、12 番 加藤 浩幸、13 番 松橋 剛志、  
14 番 寺沢 和則、16 番 阿達 福壽、17 番 狛守 文宏、18 番 長根 昭男、

農地利用最適化推進委員数：22 名

1 番 木村 弁一、2 番 坂下 彌一、3 番 河原木 一実、4 番 田名部 浩、  
5 番 大久保 秀幸、6 番 清川 新一、7 番 赤坂 力雄、8 番 田中 忠二、  
9 番 三浦 勝浩、10 番 山田 貴光、11 番 齋藤 正人、12 番 下館 敏、  
13 番 橋 由正、14 番 荒川 喜一郎、15 番 高橋 勝男、16 番 高橋 政典、  
17 番 金谷 由松、18 番 坂 文雄、19 番 松倉 賢六、20 番 上明戸 桂、  
21 番 森 庄次郎、22 番 森 光男

## 欠席した委員

農業委員：11 番 山内 光興、15 番 赤坂 英夫、19 番 中村 正記

農地利用最適化推進委員：なし

## 職務のため出席した職員

事務局長 上村 智貞、事務局次長（農地 GL）寺沢 智幸、農政 GL 村上 司

技師 深堀 成美、主事 田中 野

局長  
それでは、ご案内の時間となりましたので、総会を開会いたします。  
本日は、山内農業委員、赤坂農業委員、中村農業委員から都合により欠席される旨の連絡をいただいておりますので、ご報告いたします。

会議に先立ち、「八戸市農業委員会憲章」の唱和を行います。  
次第の裏面をご覧ください。  
唱和は全員ご起立の上、馬場会長職務代理者のご発声に続いてお願いいたします。

職代  
(八戸市農業委員会憲章唱和)

局長  
ありがとうございました。  
それでは、会長、よろしく申し上げます。

会長  
皆様にはお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。稲刈りも盛んに行われておりますが、8月の日照不足等の影響がどの程度になるか、心配しておりますけれども、今日は雨ですが、一生懸命頑張っていたきたいと思います。また、先月は三八地区農業委員会大会研修会が行われましたけれども、欠席者が多く見られ、とても残念に思っています。来月には青森市で県大会がありますので、その折には、万障お繰り合わせの上、皆様出席していただきますよう、よろしく申し上げます。本日もよろしく申し上げます。  
ただいまから議事に入ります。  
出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。  
本日の議事につきましては、お手元にお配りしております次第により、議事を進めます。  
なお、議案の説明及び質問などは、ご起立の上、お願いいたします。

日程第1  
会長  
日程第1、議事録署名者の指名を行います。  
お諮りします。議事録署名者の指名につきましては、本職から指名いたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長  
ご異議なしと認めます。それでは本職から指名いたします。  
議事録署名者に、8番 村上正憲委員、9番 西野茂雄委員、両氏を指名いたします。

日程第2  
会長  
次に、日程第2、議案第27号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可についてを議題といたします。  
それでは、調査を担当されました委員から、説明願います。

荒川委員  
農地法第3条の規定に基づく許可について、荒川から報告いたします。去る9月28日、長根農業委員と市庁別館7階会議室Aにおきまして、資料1

3条 37番、38番

ページ、番号 37番と 38番を調査してまいりましたので報告いたします。

37番と 38番ですが、受人と渡人が同一ですので、一括して報告します。受入、渡人の住所、氏名、土地の所在、地目、面積は記載のとおりです。調査には、受入は本人が、渡人は委任状を持って代理人が出席しました。両者の関係は親戚です。態様別は、37番が使用貸借、38番が贈与です。申請理由は、受入は規模拡大、渡人は規模縮小です。37番、38番ともに申請地における貸付はなく、過去3年間における農地の取得・売却事例もありません。作付計画は、ジャガイモ、トウモロコシ、エダマメです。通作距離は、自宅より、37番は800m、38番は1kmです。37番は耕作道がありませんが、道に通じる隣地の通行承諾書が提出されています。38番は耕作道があります。受入の耕作地なし。農地集団化あり。宅地化あり。地域農業への影響はありません。農業経験は30年で、年金、税猶予等はありません。世帯員は男1人、女1人で、男は本人、女はその母親です。うち農業専従者は女1人でございます。農機具保有状況は、トラクター、トラック、草刈機を各1台保有しています。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。以上です。

山田委員

3条 39番

続きまして、山田から報告いたします。去る9月28日、木村農業委員と市庁別館7階会議室Aにおきまして、資料1ページ、番号39番を調査してまいりましたので報告いたします。

調査には、両者とも本人が出席しました。両者の関係は、知人です。態様別は売買です。申請理由は、受入は規模拡大、渡人は労力不足です。過去3年間における農地の取得・売却事例でございますが、渡人は平成27年6月に当該畑を取得しており、規模拡大を図っておりましたが、母親が働けなくなってしまう、労力不足になったことから、今回、畑を手放すそうです。作付計画は、ハウスを建て、ミニトマトを栽培するそうです。受入は65歳以上ですが、後継者として、息子がいます。通作距離1kmで耕作道あり。受入の耕作地なし。農地集団化あり。宅地化あり。休耕地・山林地なし。地域農業への影響はありません。農業経験は45年で、年金、税猶予等はありません。世帯員は男1人、女2人で、うち農業専従者は女2人でございます。農機具保有状況は、トラクター1台、トラック2台、乗用草刈機1台、管理機1台、スプレーヤー1台を保有しています。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

清川委員

3条 40番

続きまして、清川から報告いたします。去る9月28日、木村農業委員と市庁別館7階会議室Aにおきまして、資料2ページ、番号40番を調査してまいりましたので報告いたします。

この申請は、八戸西スマートインターチェンジ整備事業で用地買収された残地部分を隣接地所有者が取得するというものです。まず始めに、出席者の本人確認のため、身分証明書の提示を求め、運転免許証により確認し、両者とも本人が出席しました。両者の関係は知人です。態様別は売買です。申請理由は、受入は規模拡大、渡人は受入の要望です。過去3年間における農地

の取得・売却事例でございますが、受人は平成29年2月にも、同じく用地買収された残地部分を19㎡取得しています。申請地における作付計画はブルーベリーです。申請地周辺の状況ですが、通作距離は300mで、耕作道はありませんが、隣接する自己所有地が道に通じています。受人の耕作地なし。農地集団化あり。宅地化なし。休耕地・山林地あり。地域農業への影響はありません。農業経験は35年で、年金、税猶予等はありません。世帯員は男3人、女3人で、うち農業専従者は男2人、女1人でございます。農機具保有状況は、トラクター4台、コンバイン1台、乾燥機3台、田植機1台等を保有しています。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

会長

ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第3  
会長

次に、日程第3、議案第28号、平成29年度第7号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

それでは、事務局から説明願います。

事務局

事務局の田中から、議案第28号、平成29年度第7号八戸市農用地利用集積計画の決定についてをご説明いたします。資料3ページをお開き願います。

今回の利用権設定件数は賃貸借3件、使用貸借1件の計4件となっております。借り手及び貸し手の人数につきましては、借り手1名、貸し手4名で、利用権設定面積は27,491㎡でございます。借り手及び貸し手の住所、氏名、並びに利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況、農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。

利用集積1番～3番

番号1番から番号4番は同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、番号1番から番号3番は、10年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10a当り年間5,000円でございます。

利用集積4番

番号4番、利用権の種類及び内容は、10年間使用貸借するものでございます。

なお、4件とも、公益社団法人あおもり農林業支援センターが農地中間管理事業として第三者に農用地等を貸し付けるために、いったん利用権を取得

するものでございます。

公告年月日は、平成 29 年 10 月 16 日を予定しております。  
以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑等なしと認めます。  
委員の皆様にお伺いします。本案を承認することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご異議なしと認めます。  
よって本案は承認することに決しました。

日程第 4  
会長

次に、日程第 4、議案第 29 号、農用地利用配分計画案に係る意見についてを議題といたします。それでは、事務局から説明願います。

事務局

事務局の田中から、議案第 29 号、農用地利用配分計画案に係る意見についてをご説明いたします。資料 5 ページをお開き願います。

今回の利用権設定件数は賃貸借 3 件、使用貸借 1 件の計 4 件となっております。借り手の人数につきましては 2 名で、利用権設定面積は 27,491 m<sup>2</sup>でございます。左側の利用権の設定を受ける者は、農地中間管理機構から農地の転貸を受ける者の名前を掲載しております。貸し手は、農地中間管理機構の業務を請け負っている、公益社団法人あおもり農林業支援センターですが、元々の土地所有者がわかるように、借り手の右側の欄に農地中間管理機構に利用権を設定した者を掲載しております。その他利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況、農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。なお、今回の案件は、先程の議案の農用地利用集積計画に関連する案件でございます。それでは、議案の説明をいたします。

配分計画 1 番～ 3 番

番号 1 番から番号 3 番は、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、大根を作付けするために、10 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10 a 当たり年間 5,000 円でございます。借り手の決定理由は、当該農地を希望した唯一の借り手であるためでございます。

配分計画 4 番

番号 4 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、10 年間使用貸借するものでございます。借り手の決定理由は、複数いる借り手のうち条件等が適合したためでございます。

ついては、今回の農用地利用配分計画案は、適当であると判断して差し支えないものと考えます。

以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑等なしと認めます。  
委員の皆様にお伺いします。本案を承認することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご異議なしと認めます。  
よって本案は承認することに決しましたので、計画案について意見のない旨、八戸市長に回答します。

日程第5  
会長

次に、日程第5、報告第8号、農地法第3条の3の規定による相続等届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告願います。

事務局

事務局の深堀から、ご報告いたします。この案件は、相続等届出の9月分でございます。資料の7ページをお開き願います。

権利取得者、前権利者の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

今回の届出は、資料7ページ番号80番から資料11ページ番号92番までの計13件となっており、権利取得事由はいずれも相続でございます。また取得した権利の種類はいずれも所有権でございます。

なお、農業委員会によるあっせんの希望はなしとなっております。

いずれも申請内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑なしと認めます。

日程第6  
会長

次に、日程第6、報告第9号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、及び日程第7、報告第10号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告願います。

事務局

事務局の田中からご報告いたします。この案件は、市街化区域内の4条、5条届出の9月分でございます。

まず4条からご報告申し上げます。資料の13ページをお開き願います。

申請人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

4条 23番

番号 23 番、転用目的は共同住宅 2 棟建築でございます。

4条 24番

番号 24 番、転用目的は貸店舗 1 棟建築でございます。

続いて、5条につきましてご報告申し上げます。15 ページをお開き願います。譲受人の住所、氏名、及び譲渡人の住所、氏名、ならびに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

5条 137番

番号 137 番、転用目的は宅地拡張でございます。

5条 138番

番号 138 番、転用目的は貸店舗 1 棟建築でございます。

5条 139番

番号 139 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。

次ページをお開き願います。

5条 140番～142番

番号 140 番、141 番、142 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。

次ページをご覧ください。

5条 143番～145番

番号 143 番、144 番、145 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。

次ページをお開き願います。

5条 146番

番号 146 番、転用目的は駐車場でございます。

5条 147番、148番

番号 147 番、148 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。

次ページをご覧ください。

5条 149番～151番

番号 149 番、150 番、151 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。

次ページをお開き願います。

5条 152番

番号 152 番、転用目的は建売住宅 4 棟建築でございます。

5条 153番

番号 153 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。

いずれも申請内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑なしと認めます。

日程第 8

会長

次に、日程第 8、報告第 11 号、農地改良届出についてを議題といたします。

事務局から報告願います。

事務局

事務局の深堀から、ご報告いたします。資料の 21 ページをお開き願います。届出人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

改良届出 8 番

番号 8 番。着工年月日は平成 29 年 9 月 11 日で、使用した土の採取場所は、大字市川町字赤川下地内でございます。届出年月日、受理年月日は、平成 29 年 9 月 4 日でございます。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑なしと認めます。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。